

令和 2 年度改定版 前橋市産業振興ビジョン

個別事業の概要

目次

1. 既存産業の総合的・実効的支援

- 1-① 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援施策の推進
- 1-② 中小企業・小規模事業者の人材育成支援施策の推進
- 1-③ 中小企業・小規模事業者が新たな販路を開拓するための支援
- 1-④ 事業所の生産性の向上に関する支援
- 1-⑤ 事業所が必要な人材を獲得でき、市民が柔軟かつ意欲的に市内で働ける施策推進
- 1-⑥ 商工会議所・商工会と連携した小規模事業者等の伴走型支援
- 1-⑦ 国や県等の支援メニューを活用した中小企業・小規模事業者の包括的支援
- 1- 新型コロナウイルス感染症対策に関する経済支援

2. 各種支援機関等との連携による新製品・新技術の創出

- 2-① 各種支援機関等との連携促進による、新たな技術開発の推進
- 2-② 異業種間連携による、新たな価値を創造できる環境づくり
- 2-③ 新たな商品開発、技術開発支援の推進
- 2-④ 新たな技術、新たな製品の販路拡大に対する支援の推進

3. 前橋にマッチした企業立地の促進

- 3-① 自然災害が比較的少ない優位性を活かした、首都圏にある企業等のバックアップ機能の誘致促進
- 3-② 充実した交通網と首都圏からの距離感を活かした物流拠点の立地促進
- 3-③ 豊富な水資源、農畜産物を活かした食料品製造業の立地促進
- 3-④ 市内企業が市内で事業を継続できるように、操業環境、事業の拡張性を確保
- 3-⑤ 新たな産業用地の確保、居抜き物件の紹介等による高度 IT 化企業を含む進出企業ニーズへの対応

4. 起業家の創出と人材育成

- 4-① 起業に際しての資金の支援、手続きに関する情報提供、ノウハウの習得の支援
- 4-② 起業・事業承継に係る支援者（市、金融機関、支援機関等）の有機的な連携
- 4-③ 同業種間、異業種間の起業家の交流を促進、マッチング推進と創業機運醸成支援

その他

まえばし女性活躍推進計画

戦略1 既存産業の総合的・実効的支援

1-① 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援施策の推進

(1) 小口資金

商品の仕入れなどの運転資金や機械設備、事務所等の新築・増改築などの設備資金を融資します。

- ◇融資限度額：小口 1, 250万円
- ◇融資利率：小口（年1.8%以内）
- ◇融資期間：小口（運転資金6年以内・設備資金8年以内）

小口資金は平成28年度から令和3年度までの間は、信用保証料がかかりません。

(2) 経営振興資金

経営振興資金（通称「前経」）は、小口資金を利用し、さらに資金が不足する場合に利用できます。

- ◇融資限度額：前経 1, 500万円
- ◇融資利率：前経（年2.3%以内）
- ◇融資期間：前経（運転資金7年以内・設備資金9年以内）

(3) 経営安定資金

急激な景気悪化に対する前橋市の緊急経済対策として、下記の要件を満たした方に対して融資します。

- ◇融資限度額：3, 000万円
（経営振興資金融資残額がある場合は、3, 000万円から融資残額を引いた額）
- ◇融資利率：年1.5%以内 ◇融資期間：運転資金7年以内
- ◇融資要件：次の①～③のいずれかに該当すること
①関連倒産防止 ②受注、売上減少 ③セーフティネット保証関連
- ◇その他：別途信用保証料が必要（市が一部を補助）

（新型コロナウイルス感染症対策に関する要件緩和対応については、戦略1末尾参照）

(4) 経営力強化支援資金

自ら経営改善計画を策定し、認定経営革新等支援機関（金融機関等）に指導を受けながら、経営力の強化を図る事業者に対して融資します。

- ◇融資限度額：5, 000万円
- ◇融資利率：年2.5%以内
- ◇融資期間：運転資金5年以内（内据置1年以内）
設備資金7年以内（内据置1年以内）
借換10年以内（内据置1年以内）

(5) 短期サポート資金

売掛債権未収金や仕入資金、外注費など短期的な運転資金を融資します。

◇融資限度額：5,000万円（但し、保証協会付は残高3,000万円以内）

◇融資利率：年1.7%以内（保証付き年1.5%以内）

◇融資期間：1年以内

(6) 季節資金

夏季または年末年始の時期における商品や原材料の仕入れなど、季節的な運転資金及び事業所税の納付資金を融資します。

	季節資金	事業所税納付資金
融資限度額	2,000万円以内	事業所税納付相当額以内 (2,000万円以内)
融資利率	年1.5%以内 (保証付き年1.3%以内)	年0.5%以内
融資期間	6ヶ月以内	11ヶ月以内

(7) 企業設備資金

設備の近代化・省力化や公害防止設備などの充実を図るための資金を融資します。

◇融資限度額：①1億円 ②機械器具装置等 3億円

③工場・事務所の建築、それらに係る土地購入 5億円

◇融資利率：年1.7%以内（保証付き年1.4%以内）

◇融資期間：10年以内

1-② 中小企業・小規模事業者の人材育成支援施策の推進

(1) 人財スキルアップ補助金

中小企業が行う従業員の人材育成に要する費用の一部を補助します。

◇対象経費：①社内研修に要した費用（社外講師謝礼および会場使用料）

②各種セミナー・技術講習会の受講料

③取得した資格に係る試験受験料

④事業内容に係るオンラインセミナー・通信教育の受講料

◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（小規模企業者は2/3以内）

補助上限7万円（非対面式活用や事業継続力強化計画策定の場合は10万円）

◇受付期間：令和4年1月4日～1月31日

(2) 就職先の紹介（ジョブセンター）

就職に向けたキャリアカウンセリングから、就職支援セミナー、インターンシップや企業見学等のマッチングを行い、併設のハローワーク窓口による職業紹介につなげます。

(3) 就職定着支援（ジョブセンター）

中小企業等では採用人数も少なく同期がいない、年の近い先輩も少ないなど、仕事・職場の悩みや不安を相談できる相手がないため、スキルアップや仲間づくりを目的とした講座を、仕事帰りに受講できる夜間に実施し、同年代や先輩世代との交流を図る場を提供することで、早期離職を防止します。

またキャリアカウンセラーによる悩み相談も行い、仕事で窓口に来ることが難しい場合はメールによる相談を行っています。

(4) 中小企業大学校サテライト・ゼミ

令和元年度をもって廃止。

1-③ 中小企業・小規模事業者が新たな販路を開拓するための支援

(1) 国際見本市各種展示会等出展費補助金

中小企業の見本市などへの出展に係る費用の一部を補助し、自社製品・自社技術の販路開拓の支援を行います（オンライン含む）。

◇対象経費：（Aタイプ）出展小間料、装飾費、オンライン展示会登録料、オンライン展示サイト構築外注・委託費

（Bタイプ）ECモール出店初期登録費用、2カ月の月額使用料、外注・委託費

◇補助金額：補助対象経費の1/3以内、限度額20万円

◇受付期間：令和4年1月4日～1月31日

(2) 経営計画実行補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営回復を促進するため、前橋商工会議所、前橋東部商工会及び富士見商工会の支援を受け経営計画を作成、見直しした市内小規模事業者等に対し、経営計画の事業実施に係る経費の一部を補助します。

◇対象事業者：市内で1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ている中小企業者

◇補助率：2/3

◇補助上限額：40万円

◇対象経費：商工会議所・商工会の支援を受けながら、財務状況を含めた自社分析を行い、策定・見直しを行った、計画期間3年間から5年間までの事業計画に位置付けた事業であって、販路開拓等に資するもので、広報費、賃借料、委託外注費、設備備品費、感染防止対策費

◇申請期間：令和3年9月15日～10月6日（第1期）

令和3年10月20日～11月10日（第2期）

1-④ 事業所の生産性の向上に関する支援

(1) 設備投資促進補助金

生産性向上、合理化、省力化、省エネルギー化のための機械器具装置及び生産性補助設備の新規導入などに要する費用（30万円以上の事業。小規模企業者は10万円以上の事業）の一部を補助します。

◇補助率：1/5（小規模企業者は1/3）（補助上限80万円）

◇受付期間および採択方法：第1期 令和3年6月14日から6月18日（抽選）
第2期 令和3年10月4日から10月8日（抽選）

(2) IT化推進補助金

事業用のハードウェア（パソコン、プリンタ等）および事業用ソフトウェアの新規導入などに要する費用（30万円以上の事業。小規模企業者は10万円以上の事業）の一部を補助します。

◇補助率：1/5（小規模企業者は1/2）補助上限20万円）

◇受付期間および採択方法：第1期 令和3年5月10日から5月14日（抽選）
第2期 令和3年9月6日から9月10日（抽選）

(3) 先端設備等導入計画認定

中小企業等が計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その計画が前橋市の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けることができます。

◇支援措置：固定資産税の軽減措置、一部補助金における優先採択、別枠保証制度

1-⑤

事業所が必要な人材を獲得でき、市民が柔軟かつ意欲的に市内で働ける施策推進

(1) 前橋市障害者・ひとり親雇用奨励金

障害者やひとり親家庭の父母を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者：国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の第1期支給決定通知を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者

◇対象労働者：市内に住所を有し、市内事業所に勤務する障害者およびひとり親家庭の父母

◇交付金額：①短時間労働者以外…対象労働者1人につき10万円
②短時間労働者…対象労働者1人につき5万円

(2) 前橋市仕事・子育て両立支援奨励金

労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者：出生時両立支援コース助成金（男性労働者の育児休業）又は育児休業等支援コース助成金（代替要員確保時）の支給決定を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者

◇対象労働者：市内事業所に勤務し、上記助成金の支給決定後も継続して雇用されている労働者

◇交付金額：支給対象労働者1人につき5万円

(3) 中小企業退職金共済制度等加入促進補助金

退職金共済契約による新規加入時、追加加入時の月額掛金のうち、被共済者に係る共済契約締結日の属する月から起算して12か月以内のものに補助金を交付します。

◇交付対象者：以下の退職金共済契約を締結した中小企業者

①勤労者退職金共済機構実施の中小企業退職金共済制度によるもの

②前橋商工会議所および群馬県商工会連合会実施の特定退職金共済制度によるもの

◇交付金額：新規加入の場合掛金の20%、追加加入の場合掛金の10%

(4) UIJ ターン若者就職奨励金

若年者（40歳未満の方）の県外からの市内企業への就職促進、人口の増加及び定着・定住を図るため、UIJターン就職者と受け入れた中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者

(1) UIJターン就職者（次の①～④全てを満たすこと）

①UIJターンによって前橋市に転入し、平成30年7月2日以降に市内中小企業に就職した方

②前橋市へ転入後6か月以内又は転入前3か月以内に対象事業所に正規雇用された後、6か月以上継続して勤務している方

③奨励金交付後も5年以上前橋市に住所を有する意思がある方

④市税を滞納していない方

(2) 中小企業者

市内中小企業者で(1)の該当者を正規雇用し、かつ、市税に滞納がないこと。

◇交付金額：(1)UIJターン就職者…支給対象者1人につき5万円

（配偶者またはその扶養親族とともに転入した場合は、それぞれ2万5千円を加算。ただし、1世帯につき合計10万円を上限とする。）

(2)中小企業者…支給対象者1人につき3万円（1事業所につき上限15万円）

(5) 移住支援金

移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏から市内への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

◇交付対象者 ①②いずれにも該当する方

①次のすべてに該当

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していた方、又は東京圏（※1）（条件不利地域※2を除く）に在住し東京23区に通勤（※3）していた方

- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していた方、又は東京圏（※1）（条件不利地域※2を除く）に在住し東京23区に通勤（※3）していた方
- ②次のいずれかに該当
- ・群馬県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就職した方
 - ・群馬県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

◇交付金額

- (1) 2人以上の世帯の場合… 100万円
- (2) 単身の場合 …… 60万円

(6) 企業主導型事業所内保育施設設置促進補助金

令和2年度をもって廃止。

(7) 若者・女性の就職支援（カウンセリング）

就職支援の基礎として、専門知識を有するキャリアカウンセラーによるカウンセリングを行い、一人ひとりの希望やスキルなどに応じ、就職支援をどう進めていくかプログラムを作成します。

(8) 若者・女性の就職支援セミナー

就職活動の基礎、求人票の見方、ビジネスマナー、面接対策などの就職準備支援や、働く人や企業との交流会を実施し、仕事への理解や働く意識を深めます。

(9) 若者・女性の企業とのマッチング

個別の企業見学やバスツアーでの企業見学及びインターンシップにより仕事内容や職場の雰囲気を経験することで、職業理解を深め就職後のミスマッチを防ぎます。

(10) 若者・女性の企業へのインターンシップ

本事業は、(9) 若者・女性の企業とのマッチングに含まれます。

(11) ミライバシ～前橋の未来への架け橋～

高校生が学びと仕事のつながりや広がりを知ることがを目的に、市内企業、大学等による体験型の合同説明会を行います。大学等への進学前の段階で、市内企業の仕事やその魅力を知ること、地元企業への就職という選択肢を意識付けるとともに、勤労観・職業観を育成し、将来の進路や仕事についてより深く考える機会を創出します。また、高校卒業時に就職を希望する学生についても、就職前に様々な企業を知り、やりがいや職業人としての役割などを理解し、自分の希望を明確化することで、就職後の職場定着につなげます。

1-⑥ 商工会議所・商工会と連携した小規模事業者等の伴走型支援

(1) 小口資金（再掲）

1-①-(1)参照

(2) 設備投資促進補助金（再掲）

1－④－(1) 参照

(3) IT化推進補助金（再掲）

1－④－(2) 参照

(4) 御用聞き型企业訪問

本市、前橋商工会議所、前橋工科大学が共同で企業を訪問し、企業の技術的・経営課題の解決に向け支援します。

(5) 事業継続力強化計画の策定支援

事業者が自然災害等のリスクに備えて計画する必要がある「事業継続力強化計画」の策定支援について、前橋商工会議所と東京海上日動火災保険(株)群馬支店と連携して行います。(令和2年度に連携協定を締結)

(6) 経営計画実行補助金（再掲）

1－③－(2) 参照

1－⑦

国や県等の支援メニューを活用した中小企業・小規模事業者の包括的支援

(1) 前橋市ぐんまDX技術革新補助金（旧前橋市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金）

中小企業が新製品・新技術を開発した事業経費の一部を県と共同で補助します。

◇補助対象経費：原材料、機械装置、知財出願、委託費、システム開発、クラウドサービス利用、クラウドファンディング利用等の経費

◇補助限度額：補助上限80万円（群馬県：40万円、前橋市：40万円）

◇受付期間：令和3年5月6日～5月31日（第1次募集）

令和3年7月1日～7月30日（第2次募集）

令和3年8月16日～10月15日（第3次募集）

(2) 御用聞き型企业訪問（再掲）

1－⑥－(4) 参照

1－ 新型コロナウイルス感染症対策に関する経済支援

(1) 経営安定資金

新型コロナウイルス感染症拡大により売上高減少等の影響を受けている事業者に対して、事業運転に係る資金繰りを支援するために、既存の制度を充実して市内指定金融機関で取り扱いました。

<充実内容>

- ①「前橋市経営安定資金」の融資条件に、直近1か月の売上高が対前年同月比の10%以上減少した事業者を新たに追加
 - ②借入れ事業者に対して、5年間分の借入利子を前橋市が全額補助
 - ③借入れ事業者に対して、信用保証料を前橋市が全額補助
 - ④融資期間を7年以内としつつも、特例により最大3年間延長
 - ⑤「前橋市経営安定資金」内での借換えが可能となるよう要件を緩和
- ※②③については令和2年5月8日までに、金融機関を通じて経営安定資金の申し込みを完了した事業者に対して実施。その他は令和2年9月末までの対応。

(2) 小規模事業者集中支援金

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者をより広く支援するため、支援が十分に及ばない市内の小企業者を集中的に支援しました。

- ◇交付対象者：市内に実店舗や事業所等を置く従業員5人以下の小規模事業者
(県支援金の対象者及び前橋市経営安定資金の借入利子補助等を受ける事業者を除く。)
- ◇交付金額：1事業者につき一律5万円
- ◇申請期間：令和2年6月1日から6月30日まで

(3) サテライトオフィス誘致推進補助金（旧テレワーク環境整備促進補助金）

市外県外事業者によるサテライトオフィス設置の推進を目的として、整備費用等の一部を補助します。

- ◇補助率：中小企業…2/3以内 大企業…1/2以内
- ◇補助上限額：100万円
- ◇補助事業者：市内にテレワーク用のサテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィスを設置しようとする市外県外事業者
- ◇交付金額：サテライトオフィス等の新設に係る施設整備費・設備整備費・賃借費

(4) ニューノーマル創出支援事業補助金

令和3年度は(9) ニューノーマル対応支援補助金へ再編成して実施。

(5) キッチンカー事業者支援補助金

新しい生活様式を目指し、市内で中小企業や個人事業主が行うキッチンカーの出展に係る経費の一部を助成します。

- ◇対象事業者：中小企業、小規模事業者、個人事業主のうち、キッチンカーによる販売営業を前橋市内で行う事業者
- ◇補助率：1/2（千円未満切り捨て）
- ◇補助上限額：5万円×3回（1事業者3回まで、各回1回ずつ）
- ◇対象経費：出店料、出店手数料（電気代を含む）、キッチンカーの販売営業で使用する備品購入費
- ◇申請期間：令和3年7月16日～7月30日（第1回申請）
令和3年11月1日～11月15日（第2回申請）
令和4年2月16日～2月28日（第3回申請）

(6) プレミアム付商品券

令和2年度に実施。令和3年度はキャッシュレスポイント還元事業を実施。

(7) マエテク回遊キャンペーン

市内飲食店の有志がコロナ禍における飲食店の苦境を打開すべく、「前橋街中テイクアウト連絡会」を組織してクーポンキャンペーンを実施するに当たり、キャンペーン実施に係る経費を支援するとともに、飲食店の利用促進に向けた取組みを各種団体と連携して実施。

◇キャンペーン実施期間：令和3年7月1日から令和3年12月31日まで。

◇キャンペーン参加店舗：市内の飲食店を中心に229店舗（12月31日時点）

◇キャンペーン概要：キャンペーン参加店舗にて、2,500円以上の飲食（イートイン・テイクアウト・デリバリーいずれも可）をした場合に飲食代のレシートの写真を撮影し、前橋街中テイクアウト連絡会の事務局にメールで送信すると、500円の割引クーポンが漏れなくプレゼントされるもの。当初は、事務局が指定した店舗の500円クーポンをメールでプレゼントしていたが、12月からはクーポンに対応する67店舗全てで使用できる500円のハガキクーポンに切り替え、より多くの市民に使いやすくなるように改善。

◇キャンペーンのPR：ホームページ・市広報・各公民館報による周知に加え、商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会・コンベンション協会による会員企業への周知、前橋市まちづくり公社によるポスターの掲示及びチラシの備置き、GO TO EATキャンペーンの食事券の販売時における本キャンペーンのチラシの配布、コミュニティFMの市政情報番組における情報提供、群馬テレビのデータ放送画面における周知などを実施。

◇利用促進に向けた取組み：Ma eMa a Sとの連携、職員組合との連携

(8) 経営計画実行補助金（再掲）

1-③-(2)参照

(9) ニューノーマル対応支援補助金

群馬県が認定した「ストップコロナ！対策認定店」として、感染症対策のために事業者が行う新たな設備の導入や既存設備の更新に係る経費の一部を補助します。

◇対象事業者：群馬県が「ストップコロナ！対策認定店」として認定した店舗を市内に有する事業者

◇補助率：3/4

◇補助上限額：新設備導入60万円、既存設備更新30万円

◇対象経費：市内店舗の換気向上や非接触化、抗菌化等のために行う新たな設備導入および既存設備の更新に係る経費

(A) 新たな設備の導入や非接触化、抗菌化に係る経費

(B) 既存の設備の更新に係る経費

◇申請期間：令和3年11月30日～12月7日

戦略2 各種支援機関等との連携による新製品・新技術の創出

2-① 各種支援機関等との連携促進による、新たな技術開発の推進

(1) 新製品・新技術開発補助金

新製品・新技術を開発した事業の経費の一部を補助し、開発に意欲的に取り組む中小企業を支援します。

◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、技術指導等の経費、大学等への研究委託契約

◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限50万円）

◇受付期間：随時（先着順）

(2) 前橋市ぐんまDX技術革新補助金（再掲）

1-⑦-(1)参照

(3) 長期対応型 新製品・新技術開発補助金

中小企業等が、複数年に渡って実施する新製品・新技術を開発するための経費を補助します。（最大3年間まで同一テーマでの申請が可能）

◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、技術指導等の経費

◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限200万円）

◇受付期間：令和2年4月1日～4月12日（継続申請）

(4) 共同研究推進補助金

令和2年度から(1)新製品・新技術開発補助金に統合したため廃止。

(5) 成長企業ステップアップ補助金

市内の中小企業者が自らの持つ優れた素材や技術等を活かし、市場における機会獲得のために行う自社の成長戦略事業に係る費用の一部を補助します。

◇補助対象経費：謝金、旅費、事業費、試作品等開発費、その他の経費

◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限100万円）

◇受付期間：令和3年4月1日～5月10日

2-② 異業種間連携による、新たな価値を創造できる環境づくり

(1) 異業種連携・産学連携支援（団体補助）

市内製造業が主たる構成員となっている「ものづくり指南塾」が実施する研修、講習、産学連携等を活用した試作開発及び団体運営に要した経費の一部について補助する事により、技術力向上及び新分野への展開等の支援を行います。

(2) 北関東産官学研究会賛助会費

北関東地域において大学の研究成果と企業の技術を結びつけることを目的として活動を行っている北関東産官学研究会と連携することで、本市の企業活動の支援及び各種情報収集を図ることを目的とするため賛助会員となっています。

(3) 産学官金連携推進会議（前橋商工会議所 実施）

群馬大学、前橋工科大学、前橋商工会議所で、産学官連携に加え、知的財産と産業の融合、県内地域の活性化に寄与することを目的に開催しています。本市は共催として、運営の一部を担っています。

(4) 御用聞き型企业訪問（再掲）

1-⑥-(4)参照

2-③ 新たな商品開発、技術開発支援の推進

(1) 御用聞き型企业訪問（再掲）

1-⑥-(4)参照

(2) 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2-①-(1)参照

(3) 前橋市ぐんまDX技術革新補助金（再掲）

1-⑦-(1)参照

(4) 長期対応型 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2-①-(3)参照

(5) 共同研究推進補助金（再掲）

2-①-(4)参照

(6) 成長企業ステップアップ補助金（再掲）

2-①-(5)参照

2-④ 新たな技術、新たな製品の販路拡大に対する支援の推進

(1) 前橋市ぐんまDX技術革新補助金（再掲）

1-⑦-(1)参照

(2) 異業種連携・産学連携支援（団体補助）（再掲）

2－②－(1)参照

(3) 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2－①－(1)参照

(4) 長期対応型 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2－①－(3)参照

(5) 共同研究推進補助金（新規・再掲）

2－①－(4)参照

(6) 国際見本市各種展示会等出展費補助金（再掲）

1－③－(1)参照

戦略3 前橋にマッチした企業立地の促進

3-①

自然災害が比較的少ない優位性を活かした、首都圏にある企業等のバックアップ機能の誘致促進

(1) 企業誘致セミナー

本市の豊富な水資源、自然災害の少なさ、充実した道路交通網、数々の高等教育・研究機関の存在等企業立地に関しての優位性をイベント等で積極的に情報発信します。

(2) 群馬県「ぐんま企業立地セミナー」への参加等

県が首都圏企業に向けて東京で開催する「ぐんま企業立地セミナー」に本市ブースを出展し、本市の企業立地の魅力等を参加者へ直接PRします。

(3) バックアップ機能誘致促進

ぐんま企業立地セミナーでの首都圏企業へのPRのほか、固定資産税の不均一課税条例を制定することにより、本社機能等に移転する企業に対し、課税の特例等の優遇措置を講じています。

(4) 企業立地促進条例に基づく助成

◇対象施設：工場、物流施設、研究施設、データセンター、事務所（従業員30人以上）

◇立地要件および助成メニュー

		① 施設設置	② 事業促進	③ 雇用促進	④ 用地取得	⑤ 発掘調査
A	本市産業用地、企業局分譲地への立地	○ (5年)	○ (5年)	○	○	○
B	本市産業用地、企業局分譲地への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—
C	工業団地等への立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
D	工業団地等内への居抜き立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
E	工業団地等への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—

【その他要件】全区分：土地面積2,000㎡超および対象施設を設置

C・E：対象施設の延べ床面積1,000㎡超

C～E：投下固定資産1億円超

◇助成金内容（上表の①～⑤に対応）

助成金の名称	優遇措置の内容	限度額	期間又は回数
①施設設置助成金	固定資産税・都市計画税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目1/2、5年目1/4)	なし	5年 又は3年
②事業促進助成金	事業所税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年 又は3年
③雇用促進助成金	前橋市民を新規常用雇用または転勤に伴い前橋市民となった者1人につき20万円を助成(事業開始から1年後)	500万円	1回
④用地取得助成金	土地取得代金の10%相当額を助成	1億円	1回
⑤埋蔵文化財発掘調査助成金	埋蔵文化財発掘調査費用の50%相当額を助成	1,000万円	1回

3-② 充実した交通網と首都圏からの距離感を活かした物流拠点の立地促進

(1) 前橋商工会議所と連携した企業誘致活動（再掲 ビジネスマッチング）

前橋商工会議所と連携し、埼玉県で開催される大規模展示会へ出展予定です。ビジネスマッチングに加え、本市の企業立地の魅力を市内企業の技術力や魅力と合わせて発信し、企業誘致に活かします。

(2) 企業誘致セミナー（再掲）

3-①-(1)参照

(3) 群馬県「ぐんま企業立地セミナー」への参加（再掲）

3-①-(2)参照

3-③ 豊富な水資源、農畜産物を活かした食料品製造業の立地促進

(1) 前橋商工会議所と連携した企業誘致活動（再掲）

3-②-(1)参照

3-④

市内企業が市内で事業を継続できるように、操業環境、事業の拡張性を確保

(1) 事業拡張サポート補助金

市内の工業団地等に立地している企業の事業拡張をサポートするため、既存事務所の敷地内での施設等の増設や、既存施設等の建替えを支援する補助制度です。

◇対象区域

- ①本市の工業専用地域内
- ②旧前橋工業団地造成組合又は県企業局の造成地内(住宅用地を除く)で①以外の地域

◇対象・要件

- 製造業者で既存施設の建築面積が上記①の場合は500㎡以上、②の場合は1,000㎡以上の事業所
増設・建替えする施設の建築面積が上記①の場合は500㎡以上、②1,000㎡の工場の増設等
- 物流業者で既存施設の建築面積が上記①の場合は2,000㎡以上、②の場合は5,000㎡以上の事業所
増設・建替えする施設の建築面積が上記①の場合は2,000㎡以上、②の場合は5,000㎡以上の物流施設の増設等

◇補助内容

- 施設設置補助金：増設等をした施設に係る家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額を3年間補助
- 事業促進補助金：増設等に係る事業所税資産割の2分の1相当額を3年間補助
- 雇用促進補助金：増設等に伴い市民を新規に常時雇用し、1年以上経過した場合、事業開始後1年後に新規雇用者1人につき10万円を1回交付(上限200万円)

(2) 企業立地促進条例に基づく助成(再掲)

3-①-(4)参照

(3) 工場立地法に関する規制緩和

工場立地法により定められている緑地の面積率(国の基準)を条例により緩和し、製造業等の敷地内での施設の新設・増設をしやすいとしています。

◇工場敷地に対して最低限必要な面積

区 域	国(法準則)		前橋市(地域準則)	
	緑地面積率	緑地面積を含む 環境施設面積率	緑地面積率	緑地面積を含む 環境施設面積率
工業地域及び 工業専用地域	20%以上	25%以上	5%以上	10%以上
準工業地域			10%以上	15%以上
上記以外の地域			20%以上	25%以上

◇緑地面積への算入が認められる建築物屋上等緑化施設等の割合上限

国（法準則）	前橋市（地域準則）
緑地面積の25%	緑地面積の50%

3-⑤

新たな産業用地の確保、居抜き物件の紹介等による高度IT化企業を含む 進出企業ニーズへの対応

(1) 新たな産業用地の選定及び開発

新たな産業用地としての五代南部工業団地の拡張地は完売となり、現在、企業誘致の受け皿となる産業用地が不足していることから、民有地（農地）を買収して造成を行っている西善中内産業用地において、立地希望企業の公募を開始しました。また、駒寄スマートIC産業団地については、開発に向け市街化区域編入の都市計画決定にかかる手続きを進めています。さらに、これらに続く新たな産業用地の候補地の選定を進めるとともに、農林調整や市街化編入などの可能性を検討しています。

(2) 企業誘致促進資金融資

前橋市企業立地促進条例の指定者およびその見込みの者に対し融資します。

◇融資額：6億円以内 ◇融資利率：年1.5%以内（保証付：1.1%以内）

◇融資期間：12年以内

◇資金使途：土地取得、事業所新設・購入資金、事業所開設にかかる設備導入資金

(3) 企業進出ニーズにこたえた産業用地の確保等

関越道・北関東道のインターチェンジ周辺や幹線道路の沿線など、企業進出ニーズにこたえた産業用地の確保を図っていきます。

(4) 居抜き物件の紹介

平成29年度に工業専用地域、工業地域、準工業地域、その他の工業団地内にある1,000㎡を超える空き地、空き工場の現状調査を行いました。この結果などを活用し、企業ニーズに応じたマッチングに取り組みます。

戦略4 起業家の創出と人材育成

4-①

起業に際しての資金の支援、手続きに関する情報提供、ノウハウの習得の支援

(1) 創業に関する相談窓口の設置

産業政策課の窓口や電話などで、担当者が創業相談の対応を行っている。

(2) 創業支援塾の開催

新しい事業、新分野への進出に対するチャレンジ企業を育てるセミナー「創業支援塾」を開催し、地域産業の活力となる起業家の育成を図ります。

◇対象者：新たに市内で事業を起こそうとする方、事業を起こして間もない方

◇内容：中小企業診断士や金融機関の方を講師に招き、5回講座で、創業準備や資金運用、経営ノウハウを学びます。

◇メリット：この講座は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」の認定を受けています。全受講時間の8割出席すると、市が証明書を発行します。証明書があると、市内で法人を設立する際の登録免許税が半額になることがあります。

(3) 創業支援コンサルティング

創業予定または創業間もない起業家が抱える様々な課題解決のために相談業務を実施し、起業家の育成支援を図ります。創業サポート総合制度との併用も可能です。また、事業承継、再チャレンジまで活用可能です。

(4) 起業家独立開業支援資金

前橋市内で新規に独立開業しようとする方、会社を新たに市内に設立（分社）した中小企業者（設立後5年未満）を対象に、開業のために必要な運転資金・設備資金を融資します。

◇融資対象事業：中小企業信用保険法が定める特定事業（一部例外あり）

◇融資限度額：5,000万円 ◇融資利率：年1.0%以内

◇融資期間：10年以内

(5) 創業サポート総合制度

前橋市内で新規に独立開業しようとする方を対象に、中小企業診断士による経営サポートのほか、制度融資に係る利子と保証料の一部の補助を行う制度です。

◇内容：①中小企業診断士による最大8回の無料コンサルティング

②起業家独立開業支援資金融資制度の支払利子の3年分を補助

③1,500万円までの借入に対し、3年分の保証料相当額を補助（年1%を上限）

◇条件：①起業家独立開業支援資金、県又は日本政策金融公庫の創業関連融資のいずれかを利用すること（利子・保証料補助は起業家独立開業支援資金融資のみ）

②前橋市指定の中小企業診断士の診断を受け、制度利用許可を得ること

(6) スタートアップオフィス支援補助金

新規起業の促進及び創業期の経営安定を図るため、市内で新たに事業所を賃借によって開設し運用するための費用の一部を補助します。

◇補助対象経費：事業所等の賃借料（賃貸借契約上の月額賃借料）

◇補助率等：対象経費の1/3（1か月あたり3万円上限）

◇申請期間：令和3年9月1日～30日

(7) まちなか店舗等開業支援事業補助金

まちなかの空き店舗や空きオフィス等を利用し、開業する方に対して、店舗等の改修工事費や備品購入費の一部を補助します。

◇補助対象者：市の指定区域内にある空き店舗等に開業し、事業を行う意欲のある方

◇補助対象経費：店舗の改修工事（内装・外装・空調・給排水設備工事等）及び備品購入費（耐用年数1年以上で取得原価が10万円以上）

◇補助金額：対象経費の1/2以内

◇上限金額：昼間主100万円、夜間主50万円

※対象区域内の指定通りに面する1階店舗等で事業を実施する場合は、アーバンデザイン適合審査（上限金額加算要件）や経営診断を受けます。

(8) まちなか低未利用地等活用促進事業補助金

まちなかの空き地や平面駐車場、老朽化した建築物が立つ土地等、長らく低未利用となっている物件において、建築物を新築し、自ら事業を行う方に対して、建築費用の一部を補助します。

◇補助対象者：市の指定区域内の未利用地等を取得の上、建築物を新築し自ら事業を行うもの。

◇補助対象経費：店舗等の建築工事に係る費用、リノベーションに係る経費

※調査・設計費用、解体費用及び備品・機材購入費用は対象外です。

◇補助金額：対象経費の1/2以内

◇上限金額：150㎡未満：昼間主100万円、夜間主50万円

150㎡以上250㎡未満：昼間主200万円、夜間主100万円

250㎡以上：昼間主300万円、夜間主150万円

※対象区域内の指定通りに面する1階店舗等で事業を実施する場合は、アーバンデザイン適合審査（上限金額加算要件）や経営診断を受けます。

(9) まちなか店舗事業承継支援補助金

まちなかの店舗等で事業承継（経営引継）を行おうとする方に対して、店舗等の改修工事費や備品購入費の一部を補助します。

◇補助対象者：市の指定区域内において、同一の代表者で10年以上お店を営むもの。ただし、本事業に伴い代表者変更を条件とします。

◇補助対象経費：店舗の改修工事（内装・外装・空調・給排水設備工事等）及び備品購入費（耐用年数1年以上で取得原価が10万円以上）

◇補助金額：対象経費の1/2以内

◇上限金額：昼間主150万円、夜間主50万円

※対象区域内の指定通りに面する1階店舗等で事業を実施する場合は、アーバンデザイン適合審査（上限金額加算要件）や経営診断を受けます。

4-②

起業・事業承継に係る支援者（市、金融機関、支援機関等）の有機的な連携

(1) 前橋市創業センターの運営

起業して間もない方やこれから起業を検討している方が、低価格で利用できるオフィスやお試し起業（飲食・物販等）ができるチャレンジショップを開設しています。事業が成功するよう、オフィスに入居しながら各種専門家の指導を受けることができます。また、施設では、起業に役立つ各種セミナーや起業に関する相談会を定期的で開催します。また、ものづくりラボでは、3Dプリンター等の工作機器の利用も可能です。

(2) 創業センターのセミナー

起業に関する様々な知識やノウハウが学べるセミナーについて、年間を通して実施しています。

(3) 事業承継マッチング事業（創業センター）

前橋市創業センターを運営する前橋起業支援センターを相談窓口とし、市内事業承継のマッチングや課題解決を目指します。

(4) まえばし創業支援ネットワーク

まえばし創業支援ネットワークとして連携した、日本政策金融公庫前橋支店、前橋商工会議所・東部商工会・富士見商工会、関東甲信越税理士会前橋支部、群馬県行政書士会、群馬県社会保険労務士会前橋支部、群馬県中小企業診断士協会、前橋起業支援センター、前橋市市民活動支援センター、群馬県信用保証協会、前橋市の12機関が合同相談会（よろず相談会）を実施するなど、創業者に対しワンストップサービスを行います。

(5) 金融機関との地域包括協定

平成29年度に群馬銀行、しののめ信用金庫、平成30年度にあかぎ信用組合と包括協定を締結しました。

(6) 前橋商工会議所 創業スクール

前橋商工会議所主催で、起業に関する知識を習得することにより、創業者マインドの熟成を図ります。

◇対象者：新たに市内で事業を起こそうとする方、事業を起こして間もない方

◇内容：中小企業診断士の方を招き、4回講座で、経営理念やマーケティング、財務、ビジネスプランの作り方などを学びます。（2月予定）

◇メリット：この講座は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」の認定を受けています。全日程出席すると、市が証明書を発行します。証明書があると、市内で法人を設立する際の登録免許税が半額になることがあります。

(7) 東和銀行・3大学 創業スクール

東和銀行及び群馬大学、前橋工科大学、共愛学園前橋国際大学と連携し、前橋市創業センターにて創業塾（11月～12月実施 5日間講座）を実施します。

◇メリット：この講座は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」の認定を受けています。全受講時間の8割出席すると、市が証明書を発行します。証明書があると、市内で法人を設立する際の登録免許税が半額になることがあります。

(8) ぐんま創業スクール

群馬県商工会連合会主催で、創業に関する知識を習得する講座を開催します。

◇メリット：この講座は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」の認定を受けています。全受講時間の8割出席すると、市が証明書を発行します。証明書があると、市内で法人を設立する際の登録免許税が半額になることがあります。

4-③

同業種間、異業種間の起業家の交流を促進、マッチング推進と創業機運醸成支援

(1) 起業家交流会

起業して間もない方やこれから起業を検討している方を対象に、起業家同士のネットワークの構築による経営ノウハウの共有や起業家のモチベーション向上を図ることを目的とした交流会を実施します。

(2) 創業センターのセミナー（再掲）

4-②-(2)参照

(3) こども起業塾

未来を担う市内の小中学生たちに対して、学校では体験することができない前橋市の産業や経済活動、「会社づくり」などを学ぶ講義を実施するほか、実際に商品を扱う販売実習を通して、起業家精神の醸成及び社会・経済活動についての興味の芽生えを促します。

(4) 起業の魅力発信事業（動画製作）

平成29年度に、前橋での起業の魅力を伝えるため、起業のプロモーション動画「めぶく～起業のまち前橋～」を作製し公開しました。市内において様々な業種で起業を果たした6人に、それぞれの立場で起業や経営に対する想いを語らせることで、閲覧者の創業機運醸成につなげることを目的としています。本市公式 YouTube ページにも掲載しているほか、創業関連のセミナーやイベントなどでも動画を放送しています。

まえばし女性活躍推進計画

※-① 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

(1) 前橋市障害者・ひとり親雇用奨励金（再掲）

1-⑤-(1)参照

(2) 若者・女性の就職支援（カウンセリング）（再掲）

1-⑤-(7)参照

(3) 企業とのマッチング（ジョブセンター 就職先の紹介）（再掲）

1-⑤-(9)参照

(4) 若者・女性の就職支援セミナー（再掲）

1-⑤-(9)参照

(5) 就職面接会等による就職支援

ハローワークまえばし等との連携により、子育て中の女性が再就職することへの不安を解消し、早期の就職活動及び就職へとつなげることを目的とした企業との交流会や就職面接会を開催します。

(6) 就職定着支援（ジョブセンター）（再掲）

1-②-(3)参照

(7) 介護職員初任者研修講座

慢性的な人材不足となっている介護分野への就職を促進するため、求職者を対象として介護職員初任者（旧ホームヘルパー2級）資格取得講座を実施します。

(8) 女性の起業セミナー

国や県、各創業支援者が開催している女性の起業セミナーを周知することで、女性の起業に対しての理解を深め、起業が多様な働き方の一つの選択肢となるよう支援します。

※-② 仕事と家庭の両立のための環境の整備について

(1) 前橋市仕事・子育て両立支援奨励金（再掲）

1-⑤-(2)参照

(2) 企業主導型事業所内保育施設設置促進補助金（再掲）

1-⑤-(6)参照

(3) 保育サービスの充実（福祉部）

子育て世代包括支援センターに保育コンシェルジュを配置し、保育サービスの拡充を行います。

(4) 放課後児童クラブの拡充（福祉部）

児童数が増加している学校区などを勘案し、小学校区ごとに放課後児童クラブを整備します。

(5) 働く女性に関する法令等の普及・啓発等

一億総活躍社会の実現に向けて政府が進める働き方改革をはじめ、関係団体と連携しながら積極的な情報発信を行います。

(6) サテライトオフィス誘致推進補助金（旧テレワーク環境整備促進補助金）

1－新型コロナウイルス感染症対策に関する経済支援－(3)参照